

緊急事態措置（特定措置区域）②

8月27日(金)～9月12日(日)（17日間）

対象施設

飲食店・カラオケ店・結婚式場

主要要請内容

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等
（酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く）

休業

酒類とカラオケ設備のいずれも提供しない
飲食店等

（酒類とカラオケ設備を提供する飲食店等が、
酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む）

営業時間短縮
（午前5時から
午後8時まで）

○「業種別ガイドライン」に基づく対策の徹底

○感染防止措置の実施